平成２５年（フ）第１０６号
三重県伊勢市通町181番地、前住所三重県多気郡多気町相可台17番地２
債務者　吉田　慶樹
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第３６７号
沖縄県那覇市曙３丁目９番１―707号　あけぼの市街地住宅
債務者　越智美千代
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３７０号
沖縄県那覇市若狭３丁目28番16号　金城アパート301
債務者　上間　秀昭
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２４５号
茨城県土浦市若松町18番11号　サンシティＱ201
債務者　神戸　治子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第５２４号
埼玉県三郷市彦糸１丁目140番地
債務者　関根　礼子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５４６号
埼玉県吉川市中野267番地10
債務者　畠山　誠司
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５９７号
埼玉県坂戸市八幡１丁目９番５号
債務者　中島　拓也
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５９９号
埼玉県川越市大字上戸247番地３　タウニー秀Ａ棟201号室、前住所埼玉県川越市松江町２丁目11番地11　リズ川越408号室
債務者　茅野　　功
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１８３号
群馬県高崎市旭町113番地７　市住１棟602号
債務者　五十嵐泰子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第５８４号
埼玉県坂戸市末広町12番地　12―506
債務者　関森　裕子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５８６号
埼玉県川越市大字府川740番地２
債務者　小堺　直人
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５９３号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田113番地１水堀コーポ203号
債務者　染谷　健二
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５９５号
埼玉県入間市東藤沢３丁目13番18号　レプラカーン103
債務者　播磨屋清吉
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３７０号
愛知県岡崎市若松東１丁目６番地10　パラシオン南公園101
債務者　西澤　　登
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
北海道室蘭市高砂町１丁目33番６号、前住所北海道室蘭市崎守町200番地29
債務者　石川　良範
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
北海道室蘭市母恋北町１丁目７番３号
債務者　桑野香代子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
福島県会津若松市日新町17番50号
債務者　五十嵐幸枝
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係